



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑥

備付書類の写し 所轄庁への提出義務

宗教法人は、備付を義務付けられた書類のうち、下記の書類の写しを年に1度所轄庁に提出しなければなりません（宗教法人法第25条4項）。

提出する書類

I	役員名簿
II	財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合は貸借対照表
III	公益事業や公益事業以外の事業を行っている場合には、その事業に関する書類

上記書類の提出期限は、毎会計年度終了後4月以内に提出します。会計年度が3月31日に終了であれば、7月31日までに提出します。

この目的は、宗教法人がその規則等に従って、その目的に沿った活動を行っているかどうかを所轄庁が継続的に確認するためです。所轄庁の権限を適正に行使させるために、法律が宗教法人に対して提出を求めているわけです。

所轄庁の権限

I	規則を認証すること
II	規則の変更を認証すること
III	認証から1年以内に限り認証を取消すること
IV	宗教団体であること等に疑いがあると認めるときに報告を求めたり質問したりすること
V	公益事業以外の事業について1年以内の停止命令をすること
VI	裁判所に対し、宗教法人の解散命令を請求することができる

提出された備付書類（写し）の取り扱いにあたって所轄庁は、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることのないよう特に留意しなければなりません（宗教法人法第25条5項）。

所轄庁へ提出された宗教法人の備付書類の写しは、公務員法上の守秘義務の対象になります。登記事項として公開されていない事項は一般には知られてはいませんが、これらの書類は信教の自由や宗教行政の適正な遂行が害されるおそれがありますから、公務員がみだりにこれを漏洩すると罰せられることとなります。

提出された備付書類の写しは、公文書として情報公開法や情報公開条例で開示要求があっても開示されません。所轄庁に提出された書類は、所轄庁が受け取ることによって行政文書になりますが、提出された書類は全て不開示情報（開示すると違法）とされています。

次号では、個人情報保護法について述べてみます。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修